

まえがき

研究開発者にとって、「発明」、「特許」、「知的財産」などの言葉は、身近なものだと思います。ただ、これらは、身近だけれども、正確な意味をとらえづらい言葉でもあります。

多くの研究開発者が、「どうして特許制度があるの？」「どうやれば特許になる発明を生み出せるの？」「どのような発明ならば特許になるの？」「特許権を取得すると、どのようなメリットがあるの？」など、何となくわかっている気がするけれども、人に質問されると明快に答えられないという疑問を潜在的に持っているのではないかと思います。

何を隠そう、今でこそ知的財産権の専門家として各種のサービス¹を提供している弁理士の私にしても、キヤノン株式会社で研究開発者、マネージャーとして過ごした約20年の間に、これらの疑問の全てに明快に答えることができたという自信はありません。弁理士になってみて初めて、自分が知らなかったことの多さに気付きました。

開発業務に従事している間に、アイデア創出活動の推進役を務める機会が多かった私は、不遜にも特許のことをよく知っているつもりでした。しかし、弁理士になった今にして思うのは、「研究開発者として仕事をしている間に、もっと特許のことを知っていたら、より多くの良い発明を特許出願できたのではないか？」ということです。

そして、「研究開発者としての感覚がまだ残っている今だからこそ、研究開発者が疑問に思っていることにわかりやすく答えることができるはずだ」と考えたのが、本書を執筆したきっかけです。

¹ 特許明細書作成、拒絶理由通知への応答などの中間処理、特許調査、無効審判請求書作成、発明のアイデア創出コンサルティングなど

現在、日本における特許出願数は年を追うごとに減少しています。具体的には、2001年に約44万件だった出願件数が、2008年には約39万件、2009年には約35万件に減っています²。

これに対して、中国では、産業の発達と同期するかのように知的財産に対する意識が高まり、特許出願数も急増しています。2001年に約6万件だった出願数は、2008年には約29万件になりました³。

この状況を目にして、危機感を抱かざるを得ません。研究開発者に「特許制度の意義」、「発明の意義」、「発明することのおもしろさ」の一端を伝えることを通して、知財立国日本を創る一助としたいという願いを込めて本書を書き上げました。

第1部「1566件の発明提案～発明の鉄人からのメッセージ」では、1566件の発明提案をして、421件もの特許を取得した吉田武弘さんとの対談を通じて、発明の魅力をお伝えします。

吉田さんは、私が研究開発者として勤務していたキヤノン株式会社での先輩です。吉田さんは、ごく普通の研究開発者として製品の技術開発に携わり、その後、ごく普通のマネージャーとして製品チームをまとめっていました。

なぜ、普通の研究開発者だった吉田さんが、421件もの特許を取得することができたのかという謎を解明したいという思いから、対談を申し込みました。この企画に賛同してくださった吉田さんには、心から感謝しています。

第2部「発明を提案しよう！～弁理士からのメッセージ」では、私自身が「研究開発に従事していた時代に知っていればよかった」と感

² 特許庁「特許行政年次報告書2010年版」による。

³ 田中陽子著「日中特許庁協力について」、特許庁技術懇話会 特技懇誌、2009年5月、p.74による。中国国内からの出願件数も、2001年に約3万件であったのに対して、2008年には約19万件に増えている。

じていることを中心に、多くの研究開発者が抱く疑問に答える形で、「発明」、「特許制度」などについて解説します。

発明の創出段階から権利化後まで、時間軸に沿ってまとめましたので、続けて読んでいただければ、特許制度の全貌をご理解いただけると思います。それぞれの項目は独立していますので、興味がある部分だけを拾い読みしていただいても結構です。

本書を通じて、少しでも多くの研究開発者の方々が、発明をより身近なものと感じて、日本の将来を担う発明を創出していただくきっかけになれば本望です。

平成22年12月
RYUKA 国際特許事務所
弁理士 泉 通博

共著者（第1部）からのメッセージ

私は、入社以来、ファクシミリの開発に携わってきました。

ファクシミリの開発においては、画像通信の伝送速度と信頼性を向上させることが重要な課題でした。あまり知られていませんが、これらの課題を解決する技術の開発で世界をリードしていたのは日本でした。日本では、ファクシミリの開発に従事する技術者が、会社の枠を超えて協力し合ってファクシミリ技術を改良していきました。そして、G 2規格、G 3規格、スーパーG 3規格と世代を追うごとに伝送速度を向上させた通信規格の策定、エラーフリー通信を実現したECM規格の策定等において、日本が世界をリードしていったのです。

幸いにして、私もその中に加わって、微力ながら日本発のファクシミリ技術の発展に貢献することができました。世界をリードする技術開発を通じて多くの発明を創出し、特許というキャンバスを活用して日本発の技術を世界に発信することができたのは、とても嬉しいことでした。

先輩技術者の皆さまがファクシミリの基礎技術を築いてくださっていたからこそ、我々の時代の技術者が、基礎技術を改良して、ファクシミリの普及に貢献することができたわけです。日本発の技術を我々に引き継いでくださった先輩技術者の皆さんに感謝するとともに、我々も、日本発の技術を次世代の技術者に伝えていく必要があると強く感じていました。

しかしながら、1990年代の後半になると、日本から世界への技術の発信が減ってきたように思います。ファクシミリ技術に関しても例外ではありません。日本のように天然資源が少ない国は、技術、文化、芸術、音楽などの面で優れていなければ、国自体が成り立たなくなるように思います。そう考えると、今の日本の状況に危機感を抱かざる

を得ません。

そのような危機感を感じていた頃、かつて一緒に仕事をしていた泉さんと久しぶりにお会いしました。そして、これから時代に活躍する技術者の皆さんに、発明のおもしろさと、特許として発明を世界に発信する意義を伝えていきたいという思いで意気投合し、本書の企画がスタートしました。

技術者の皆さんのが、純粋な気持ちで技術開発に専念し、その過程で良い発明を創出して特許権を取得することができれば、皆さん自身の成長につながるだけでなく、日本の発展にも貢献することになります。この本が、皆さんのが成長とともに、日本の技術力向上の一助になれば、嬉しい限りです。

平成22年12月
キヤノン株式会社
吉田 武弘

目 次

まえがき

共著者（第1部）からのメッセージ

第1部 特許提案1566件～発明の鉄人からのメッセージ	1
1. 特許との出会い	3
2. 苦労した最初の特許出願	5
3. 最初の目標：毎月1件は提案する	8
4. 特許提案に必要なポイント	11
5. 特許提案の喜び	14
6. 研究開発者へのメッセージ	17
第2部 発明を提案しよう！～弁理士からのメッセージ	23
第1章 特許制度	25
§1-1　どのようなアイデアが特許になる？	27
§1-2　特許権の効力は？	32
§1-3　特許制度のおかげで産業が発達する？	42
§1-4　特許権を取得するには？	51
§1-5　特許権が認められるための条件は？	58
§1-6　発明の完成とは？	67
§1-7　特許権と著作権は、何が異なる？	72
§1-8　特許と実用新案は、何が異なる？	77
第2章 発明の創出	83
§2-1　発明を創出するための特別な活動をするべき？	85
§2-2　グループでアイデア出しをしたときの発明者は誰？	101
§2-3　価値が高い発明とは？	107
第3章 特許出願	117
§3-1　先行技術調査をするよりも、早く出願るべき？	119

§ 3-2	先行技術調査のポイントは？	125
§ 3-3	先行技術が見つかったら出願をあきらめる？	133
§ 3-4	先行技術文献の存在を隠して出願してもよい？	137
§ 3-5	学会で論文発表してから特許出願をしてもよい？	141
§ 3-6	「優先権」とはどのようなもの？	146
§ 3-7	実施計画がない発明も出願すべき？	152
第4章	クレームと明細書	157
§ 4-1	技術的範囲の広さはどのように決まる？	159
§ 4-2	特許権の権利範囲はどのように決まる？	163
§ 4-3	複数の請求項を記載するメリットは？	166
§ 4-4	できるだけ多くの発明をクレームに書くべき？	174
§ 4-5	「物」の発明と「方法」の発明の違いは？	179
§ 4-6	明細書において重要なことは？	184
§ 4-7	明細書に書くべき実施形態は？	190
第5章	職務発明	195
§ 5-1	発明を勤務先に譲渡する理由は？	197
§ 5-2	職務発明への対価はどれくらい？	201
第6章	審査	205
§ 6-1	出願してから特許になるまでの期間は？	207
§ 6-2	拒絶理由通知にはどのように対応すべき？	210
第7章	特許登録後	217
§ 7-1	特許権が効力を及ぼすことができる国は？	219
§ 7-2	出願時点で公知だった特許発明の特許権は有効？	224
§ 7-3	他社が出願した発明を実施することはできない？	229
§ 7-4	他社の特許を回避するには？	232

あとがき

索引

著者略歴